

## 「障害者総合支援法」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく身体障害者居宅介護を提供します。当サービスの利用は、原則として居宅介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. サービス実施の記録について	7
9. 損害賠償保険への加入	7
10. 苦情の受付について	8

社会福祉法人 幸輝会

(事業所名) 訪問介護ステーションいぶき

当事業所は岡山県の指定を受けています。

(岡山県指定 第3311500213号)

### 1. 事業者

名称	社会福祉法人 幸輝会
所在地	岡山県岡山市中区国府市場985番地1
電話番号	086-275-0220
代表者氏名	理事長 國富 隆夫
設立年月	昭和47年4月1日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所・令和6年4月1日指定岡山県 3311500213号
事業の目的	居宅支給決定を受けた利用者に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とします。
事業所の名称	本体事業所：訪問介護ステーションいぶき サテライト事業所：訪問介護ステーションいぶき サテライトはっぴーらいふ
事業所の所在地	本体事業所：美作市川北1089 サテライト事業所：美作市福本149-2
電話番号	本体事業所：0868-75-0041 サテライト事業所：0868-75-3666
管理者氏名	事業所長 芦田 誠
事業所の運営方針について	在宅生活の利用者が心身ともに豊かな生活を送れるよう援助させていただきます。
開設年月	令和6年4月1日
事業所が行なっている業務	指定訪問介護 平成29年10月1日指定 岡山県 3311500213号

## 3. 事業実施地域

本体事業所：美作市（旧作東町・旧美作町・旧大原町）  
サテライト事業所：美作市（旧英田町・旧美作市）、美咲町、赤磐市

## 4. 営業時間

営業日	本体事業所：月～土曜日 サテライト事業所：月～金曜日 ※休日：国民の祝日、8月14日～8月15日、 12月31日～1月3日 臨時休業：悪天候の場合、職員の研修等
受付時間	本体事業所：8時30分～18時 サテライト事業所：8時30分～17時30分
サービス提供時間	本体事業所：8時30分～18時 サテライト事業所：8時30分～17時30分

## 5. 職員の体制

### <主な職員の配置状況>

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名			管理者
2. サービス提供責任者	3名			サービス調整
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	6名以上			

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### （1）「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

#### <サービス区分及びサービス内容>

#### ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行いません。
- ※ 医療行為はいたしません。

#### ② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・印鑑・カードはお預かりできません。）
- ※ 貴重品・鍵類等は原則お預かりできません。
- ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ 日常生活支援（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額

事業所が指定居宅介護を提供した際には、利用者またはその扶養義務者から市町村長が定める基準に基づく居宅利用者負担額の下記の表の支払いを受けるものとする。

身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上2時間 未満	2時間以上 2時間30 分未満	2時間30 分以上3時 間未満	3時間以上
	256円	404円	587円	669円	754円	837円	921円に 30分増す ことに +83円

家事援助	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分 未満	1時間15分 以上1時間3 0分未満	1時間30 分以上	
	106円	153円	197円	239円	275円	311円に 15分増す ことに+35 円	

※初回加算200単位

初回サービス提供時にサービス提供責任者が初回サービス提供した場合、又は従業者が初回サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合、1月につき所定の単位数を申し受けます。

※特別地域加算15%

別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護支援事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算させていただきます。

※時間外の指定居宅介護提供の場合

夜間（18時から22時）早朝（6時から8時）に指定居宅介護等を行った場合には1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算させていただきます。

深夜（22時から6時）に指定居宅介護等を行った場合には1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算させていただきます。

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

☆ 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

☆ 居宅介護費対象のサービス利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。

ます。本事業者が代理受領を行った支援費額は、利用者に通知します。

#### <償還払い>

☆ 支援費額を事業者が代理受領を行わない場合は、市町村が定める支援費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。  
(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると支援費が支給されます。)

#### (3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、居宅介護費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。(通常の実施地域より 1km 当たり 50 円徴収いたします。)

#### (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記 (2)、及び (3) の①の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月 10 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 次回訪問の際に居宅介護員に現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 中国銀行 江見支店 普通預金 2500643 名義 社会福祉法人幸輝会 理事長 國富 隆夫
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：トマト銀行、勝英農業協同組合、津山信用金庫 津山信用金庫、郵便局

#### (5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日 7 日前までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料をいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

### (2) サービス提供について

サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

### (3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、計画の範囲内においてサービス内容の変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (4) 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療行為</li><li>② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり</li><li>③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受</li><li>④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供</li><li>⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）</li><li>⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）</li><li>⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 8. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

## 9. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生の場合には、介護者、主治医、各関係機関と連携を取りながら速やかな対応をいたします。
- (2) 利用者の家族、担当相談員、市町村に対して速やかに連絡等を行います。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。  
事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとする。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急状態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行い、状況に応じて救急搬送等、必要な措置を講じます。

### 11. 虐待防止について

虐待が疑われる証拠を発見した場合は、状況を精査の上、直ちに市町村にその事実を報告します。虐待発見時の通報は私たち福祉事業職員の義務になります。

○虐待防止担当者〔職名〕 所長 芦田 誠

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

○市町村通報先 美作市 障害者虐待防止センター (0868) - 75 - 3912

赤磐市 障害者虐待防止センター (086) - 995 - 1115

美咲町 障害者虐待防止センター (080) - 2934 - 1750

### 12. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおい損害保険株式会社

保険名 社会福祉・介護保険施設賠償責任保険

補償の概要 対人・対物賠償、管理財物補償、人格権侵害補償、経済的損害補償等

### 1 3. 守秘義務について

事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって、知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

### 1 4. 苦情等の受付について

#### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞

〔職名〕 サービス提供責任者 押田 寛恵

サービス提供責任者 山下 亜也加

サービス提供責任者 難波 洋子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

#### (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

社会福祉法人 幸輝会監事	菊池 毅
--------------	------

#### (3) 行政機関その他苦情受付機関

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関に申し立てることができます。

美作市役所 福祉政策課	所在地 電話番号 受付時間	美作市未来1番地 (0868) - 72 - 7701 月～金 8:30～17:15
赤磐市役所 社会福祉課	所在地 電話番号 受付時間	赤磐市下市344番地 (086) - 955 - 1115 月～金 8:30～17:15
美咲町役場 長寿しあわせ課	所在地 電話番号 受付時間	美咲町原田1735番地 (0868) - 66 - 1115 月～金 8:30～17:15
岡山県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 086-226-9400 月～金 9:00～17:00

### 1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 有 ・ 無

# 同意書

令和 年 月 日

指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 訪問介護ステーションいぶき

説明者職名 \_\_\_\_\_ 印

※ 守秘義務・個人情報の使用について

指定居宅介護サービスを提供する上で知り得た情報（本人・ご家族）は、医療上、緊急の必要性がある場合、もしくは、提供サービスの向上のための担当者会議等を除き、正当な理由なく第三者に漏らす又は使用することはありません。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意いたします。

利用者住所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 \_\_\_\_\_ 印